

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(V-5-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標Ⅴ－5－1) 基本目標Ⅴ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5：求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること		担当 部局名	職業安定局訓練受講支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講支援室長 岡田 幸大 訓練企画室長 大塚 陽太郎
施策の概要	【求職者支援制度について】 ○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。 ----- 【受講勧奨について】 ○ 訓練の受講促進のため、ハローワークの所内で、来所者の目に訓練情報が触れる機会をできる限り増やすとともに、来所者と接するあらゆる機会を活用して、訓練の受講を積極的に働きかけている。 ○ また、関係機関（都道府県、市町村、労使団体、商業施設など）や、生活困窮者の支援機関（社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所など）と連携した訓練の周知・広報のほか、SNS（LINE、Twitter、Facebook）などを活用したアウトリーチ型の周知・広報を行っている。 ○ さらに、訓練奨励金の上乗せ等により、訓練コースの設定を促進している。					
施策を取り巻く現状	○ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険（失業給付基本手当）の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度である（平成28年度JILPT調査）。 ○ こうした、雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業している求職者に対して、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして求職者支援訓練制度による支援を行う必要がある。 ○ 令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化する中、休業を余儀なくされる方やシフト制で働く方が仕事と訓練受講を両立できるように特例措置を実施し、令和5年4月1日からは特例措置の一部を恒久化するなど給付金支給要件の緩和を行った。また、特例措置の利用実績もふまえつつ、令和6年4月1日より訓練時間等の認定基準の見直しを行っている。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度：23,734人（うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人） 令和3年度：28,260人（うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人） 令和4年度：40,289人（うち基礎コース6,230人、実践コース34,059人） 令和5年度：44,698人（うち基礎コース6,019人、実践コース38,679人） ※2 職業訓練受講給付金の受給者数（その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数） 令和2年度：10,406人 令和3年度：13,371人 令和4年度：15,289人 令和5年度：10,453人 ----- ○ ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進している。 ○ しかしながら、受講者数は増加傾向にあるものの、対象者人員（当初見込み）には届いていない状況。 （参考）令和5年度は受講者数当初見込み49,591人に対して、受講者数は44,694人（対前年度比11％増）。					
施策実現のための課題	1	雇用保険の対象とならずに失業している求職者がおり、引き続き、雇用保険の対象になっていない方々に対する安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある。				
	2	必要な者に制度による支援が行き届いていない可能性があり、引き続き、雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講促進に取り組む必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 （課題1）	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う。			求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。	
	目標2 （課題2）	雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する。			雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、引き続き、ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨やアウトリーチ型の各種周知・広報、訓練コースの設定促進の取組により、求職者支援訓練の受講を促進する必要があるため。	

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
○1	求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率(アウトカム)	-	-	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	令和6年度	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 (出典)厚生労働省「ハローワークシステム職業訓練情報データ」より訓練企画室にて集計	令和5年度の目標値(基礎58%、実践63%)及び過去5年(平成30年度～令和4年度)の就職率実績(平均値:基礎55.9%、実践61.1%)を踏まえて設定した。 (※)令和5年度実績は、令和5年12月末までに終了した訓練コースの訓練終了3ヶ月後の実績(速報値 確定値は令和7年2月に公表予定)。	
2	求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	-	-	90%以上	令和6年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。 (参考)令和5年度実績値92.0%は母母:ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数(13,572人)、分子:アンケート調査にて満足した旨の回答数(12,490人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省「アンケート調査」より訓練受講支援室にて集計	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。	
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由		
3	職業訓練受講給付金初回受給者数(アウトプット)					10,406	13,371	15,289	10,453		職業訓練受講給付金初回受給者数は求職者支援訓練受講者数の変動の影響を受けるため、測定指標としては適さないものの、その状況を知ることが求職者支援制度の現状把握に資すると考えられるため。		
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	277.8億円	268.4億円	258.5億円	1,2,3	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合が想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 ・コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、月額10万円の職業訓練受講給付金について収入要件や出席要件を緩和する等の特例措置を実施。これにより、職業訓練受講給付金の初回受給者数については、令和3年度約1.3万人、令和4年度約1.5万人と特例措置開始前の令和元年度約0.9万人と比較すると増加している。 【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。 令和5年度予算の執行率は約72%となっているが、これはコロナ禍の特例措置が令和4年度限りで終了したこと等により、職業訓練受講給付金の受給者が予定を下回ったこと等によるものである。						002619	
		176.4億円	192.0億円										

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
○4	求職者支援訓練受講者数(アウトカム)	-	-	48,261人	令和6年度	50,000人	50,582人	52,400人	49,591人	48,261人	雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保を把握するため、求職者支援訓練受講者数を測定指標に設定。 ※確定値は令和7年2月に公表予定。	令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置や雇用保険の訓練延長給付の影響、令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて設定した。		
						23,734人	28,260人	40,289人	44,698人 (※速報値)					
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由			
5	求職者支援訓練設定コース数(アウトプット)					2,862コース	3,508コース	3,626コース	3,902コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればいいというものではないため測定指標としては適さないものの、その状況を知ることが雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。			
6	求職者支援訓練デジタル分野設定コース数(アウトプット)					175コース	566コース	760コース	982コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればいいというものではないため測定指標としては適さないものの、デジタル分野の訓練コースに係る奨励金の加算措置等により、地域におけるデジタル分野コースの設定促進をしているところであり、その状況を知ることが雇用保険を受給できない求職者に対する、デジタル分野に係る職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。			
達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(2)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)【再掲】	277.8億円	268.4億円	258.5億円	4.5	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合は想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 ・コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう実践コースに係る訓練期間及び訓練時間に関する認定要件について、令和3年2月より特例措置を設けてコースの設定促進を実施。これにより、求職者支援訓練設定コース数については、令和3年度約3,500コース、令和4年度約3,600コース、令和5年度約3,900コースと特例措置開始前の令和元年度約2,900コースと比較すると増加している。 【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。							002619	
		176.4億円	192.0億円											
施策の予算額(千円)		令和4年度				令和5年度				令和6年度				
		25,337,307				24,283,389				23,218,036				
施策の執行額(千円)		15,202,508				16,640,429								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説							平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。			
		第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説							令和3年3月5日		(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。			